

## 第19回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年8月3日（月）16:45～17:00
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、藤井警察本部警備部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市保健所副所長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第19回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項1「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況」、事項2「医療提供体制等について」、事項3「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」について順に説明をお願いします。

### 議題1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況について

（中尾医療保健部副部長）資料1に沿って説明

- ・新規感染者について、8月3日は20人であり、延べ感染者数が144人となっている。
- ・感染者の年代別割合について際立っているものとしては20代の割合が高いこと。
- ・検査件数、陽性率については、全体では検査件数4,636件、陽性率2.7%。7月13日以降では検査件数1,528件、陽性率4.8%となっている。
- ・県外由来事例について、7月以降県外からの事例としているのが50事例であるが、そのうち感染拡大の有無について調査が終了した29件について、感染拡大があったのは28%。拡大した場所は、家庭内が46%、以下、飲食店、職場となっている。県外由来の割合として名古屋65%と非常に大きな割合を占めている。

## 議題2 医療提供体制等について

(中尾医療保健部副部長) 資料に沿って説明

- ・検査体制について、地域外来・検査センターの設置促進を進めており、現在5箇所で開催済み、8月4日に志摩市、8月20日に名張市で設置予定であり、9月末までに10箇所を目標としている。
- ・検査方法について、保健環境研究所に抗原検査の機器を新たに導入する予定。
- ・病床、宿泊療養施設についてはフェーズ2に向けて7月23日から準備を開始した。
- ・人口10万人あたりの週あたりの感染者数が2.5人、三重県では週当たり45人が社会への協力要請を行うタイミングとなる。7月28日に特措法第24条第9項に基づく要請を行ったが、その直後、8月1日に45人を超えることとなった。
- ・こうした中で、フェーズ2の病床209床で対応中であるが、さらなる患者の増加に備えフェーズ3への移行にかかる準備を始める。
- ・宿泊療養施設については、100室の運用開始に向け最終的な準備を行っている。
- ・保健所の支援体制について、OB保健師、看護師、一般事務の任用、本庁、地域庁舎からの応援、外部委託化を強化する。  
大規模クラスター発生時に外部の医師や看護師等をクラスター発生施設等に派遣する仕組みを構築中である。また、大規模クラスターが発生した場合には必要に応じ、国のクラスター班に支援を要請する。

## 議題3 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」について

(清水防災対策部副部長) 資料に沿って説明

- ・県内における感染者が急増しており、「三重県指針 ver 3」を緊急的に強化し、県民の皆様に取り組んでいただきたい行動や、本県が実施する緊急対策を「緊急警戒宣言」としてとりまとめたので説明する。
- ・県民の皆様には、繁華街など感染者が急増しているエリアにおける感染防止対策が不十分な飲食店等の利用自粛に加え、感染者が急増しているエリアとの不要不急の往来についても特措法24条9項に基づき要請する。
- ・感染者が急増している地域にお勤めの方について、勤務後の繁華街の訪問自粛について特措法に基づき要請する。
- ・特措法による要請ではないが、感染防止対策が不十分な県内の飲食店、クラブ、カラオケ等の利用を控えること、大学生をはじめ若い世代の皆様には、繁華街など感染者が急増しているエリアへの移動は避けていただくとともに、酒類

を伴う飲食時に近接しての長時間の会話は特に注意するなど慎重な行動と感染防止対策の徹底、全ての県民の皆様様に体調がすぐれない場合は外出を控えていただくこと、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方に移動に際し慎重な行動をお願いする。

- ・県外にお住まいの皆様、帰省等を検討されている感染者が急増しているエリアにお住まいやお勤めの方は、その必要があるか、立ち止まって考えていただき、体調がすぐれない場合は移動を避けていただくようお願いする。
- ・県内事業者の皆様へ「三重県指針 ver3」での内容に加え、休日における発熱なども含め、感染が疑われる症状がある場合は休暇とするなど従業員への配慮をお願いする。
- ・高等教育機関の皆様への協力要請として、県内の大学においても感染が確認されているので、これまで以上の感染防止対策の徹底と、学生への注意喚起を「三重県指針 ver3」においてお願いしているので引き続き取組の実施をお願いする。
- ・ここまでの内容については、本日8月3日から8月16日までを期間としている。
- ・三重県の緊急対策について説明する。
- ・検査体制として、保健環境研究所においてリアルタイムPCR機器を1台増設し、緊急時には1日あたり最大180件の検査が可能となっている。さらに抗原検査機器を導入予定。その他、検査協力医療機関を2から7に拡充予定。検体採取については、すでにPCR外来を5箇所開設しており、さらに5箇所開設予定。
- ・病床・宿泊療養施設確保について、すでに209床を確保、さらに358床での受入に向け関係医療機関に協力依頼を開始した。軽症者向け宿泊療養施設についても100室の運用開始に向け準備中。
- ・保健所機能の強化について、これまでOB・OG職員や看護師など27名を任用したほか、患者の発生状況に合わせ、最大90人の応援体制に向けてさらに全庁的な支援を図る。クラスター発生時の支援のため、新たに外部の医師や看護師等も加えた「クラスター対策グループ」を再編成し、大規模クラスター発生施設等へ派遣する仕組みを構築していく。
- ・飲食店等における感染防止対策の徹底について、8月上旬に飲食店関係6,500店舗に貼り紙の掲示による感染防止対策の見える化を依頼。そのうえで、感染防止対策を実施していない店舗において、感染者が発生した場合は、現地指導や感染症法に基づく店舗名の公表を検討する。
- ・クラスターが発生した店舗には特措法に基づく個別の休業要請を検討する。
- ・店舗等で感染者が発生した場合に、QRコードを活用し、LINEでメッセー

ジを発信するシステムを8月中に開始予定。

- ・生活文化圏を共有する、愛知県、岐阜県、名古屋市とこれまで以上に積極的に情報共有する。

#### 議題4 その他

(服部危機管理統括監)

- ・各部から報告事項があればお願いしたい。

(福永戦略企画部長)

- ・高等教育機関の対応について、すでに7月29日に県内高等教育機関に対し、特措法に基づく要請として、感染防止対策の徹底や学生に対する注意喚起を依頼。本日の発生状況をふまえ、各高等教育機関に対し、対応状況等についてヒアリングを行う。
- ・学生の注意意識を高める方法について、強化工夫するよう要請するとともに、一緒に知恵を絞って考えていきたい。

#### 議題5 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・4日連続で感染者数が最多を更新しており、現時点でこれまで最大のクラスターが発生しているとともに、厚生労働省が基準としている人口10万人あたり2.5人も週末に超え、大変厳しい状況である。各部局はしっかりと当事者意識をもって対応してほしい。
- ・以下、7点申し上げる。
- ・本日の「緊急警戒宣言」について、先日の「三重県指針 ver. 3」と併せて県民の皆様に対し、各部局において、早急かつ確実に周知すること。
- ・事業者の皆様に対して、改めて、強く感染防止対策の徹底を周知すること。特に、これまでクラスターが発生しているような施設(接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等)について、感染防止対策を徹底するよう周知すること。

また、飲食店等における感染防止対策の見える化について早急に進めること。

そのうえで、感染防止対策を実施していない店舗において、感染者が発生した場合は、感染症法に基づく店舗名の公表等を検討すること。

さらに、飲食店が感染防止対策を徹底するための財政支援について、早急に検討すること。

- ・県内の高等教育機関においても、感染が拡大していることから、このような場などにおける感染防止対策のこれまで以上の徹底、学生への注意喚起を実施していただくよう、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を行うこと。
- ・病床及び宿泊療養施設の確保について、さらなる患者数の増加に対応するため、「感染拡大期」の病床としてすでに 209 床を確保し、運用中であるが、「まん延期」に対応するための 358 床の準備を開始するとともに、宿泊施設 100 室以上について運用開始できるよう最終的な準備を着実にを行うこと。  
また、宿泊施設の運用にあたっては、その内容の万全を期すため、自衛隊による訓練なども検討すること。
- ・保健所の即応体制を最大 90 名に向けて、しっかりと確保していく必要があることから、庁内における応援体制について、オール県庁で支援をしていくこと。
- ・必要な方が速やかかつ確実に検査を受けられるよう、検査機器の追加配備、地域外来・検査センター（PCR 外来）の増設など、検査体制のさらなる拡充を進めること。
- ・各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。

（服部危機管理統括監）

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。